

廃第1714号  
令和2年2月19日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長  
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて (通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、下記のとおり産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので通知します。

記

- 1 被処分者  
所在地 茨城県神栖市平泉東1丁目64番地165  
ミリオンピース207  
氏名 有限会社高林興業  
代表者 代表取締役 高林 悟
- 2 許可内容  
許可の種類 産業廃棄物収集運搬業  
許可の番号 第01200122767号  
許可年月日 平成27年12月2日  
事業の区分 収集・運搬（積替・保管を除く。）
- 3 処分年月日 令和2年2月19日
- 4 行政処分の内容 許可の取消し
- 5 行政処分の理由

(1) 有限会社高林興業（以下「高林興業」という。）は、産業廃棄物処分業の許可を受けていない者でありながら、反復継続して、産業廃棄物処分業者の中間処理場で発生した産業廃棄物（汚泥処理後物）を処分していた。

このことは、「産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。」と規定する法第14条第6項（無許可営業）の規定に違反する（以下「本件違反事実1」という。）。

(2) また、高林興業は、上記1の産業廃棄物の一部を、千葉県内の特定事業場に搬入の上、投棄した。

このことは、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と規定する法第16条（投棄禁止）の規定に違反する（以下「本件違反事実2」という。）。

(3) 高林興業による本件違反事実1及び本件違反事実2は、それぞれ、法第14条の3の2第1項第5号による許可取消しの要件（違反行為をし、情状が特に重いとき）に該当する。

環境生活部廃棄物指導課

監視指導室 指導担当

TEL 043-223-2684

FAX 043-221-5789